

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

事業の目的及び運営団体募集の趣旨

本事業は、主に妊産婦、未就園児のいる子育て家庭等の育児不安・負担の軽減、孤立防止等のため、身近な地域における相談の機会の充実を図ることを目的として令和8年度から実施するものです。

実施に当たっては、子育て家庭等が相談しやすい環境づくりが重要であり、民間法人が持つ資源や知見を活用することによって、より効果的な運営が図れるものと考えことから、事業を運営する団体を募集するものです。

第1章 プロポーザル参加に関する手続き等

1 業務概要

(1) 件名

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託

(2) 業務内容

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度及び令和10年度についても、年度ごとに委託契約を締結する予定ですが、各年度の当初予算の成立後に手続きを行います。

※相談支援事業（相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託仕様書4（1）に定めるもの）は、令和8年10月からの開始を予定しています。

(4) 実施場所

各区における次の地区ごとに1か所

緑 区 橋本地区、大沢地区、津久井地区・相模湖地区・藤野地区

中央区 大野北地区、上溝地区、田名地区

南 区 大野中地区、大野南地区、相模台地区

※「地区」とは、相模原市まちづくり区域に関する規則（平成22年相模原市規則第12号）により定められたまちづくり区域を指します。

※津久井地区・相模湖地区・藤野地区は、3地区において1か所の実施となります。

(5) 契約金額

ア 標準額

2,825,000円（年額）

イ 加算額

土曜日又は日曜日に開所し、相談支援等を行う場合、標準額に840,000円(年額)を加算します。

※ア及びイともに、消費税及び地方消費税は、消費税法別表第2第7号ロに掲げる社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業であるため非課税

※ア及びイの金額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日付け成事第481号)の改正により、変更する場合があります。

2 スケジュール

| | |
|---------------|------------------------------|
| 参加申込書・質問書受付期間 | 令和8年3月16日(月)から3月25日(水)午後5時まで |
| 本要領に係る説明会 | 令和8年3月18日(水)午後2時30分から |
| 参加資格確認結果通知日 | 令和8年4月2日(木) |
| 質問書への回答送付日 | 令和8年4月2日(木)頃 |
| 企画提案書等提出期限 | 令和8年4月23日(木)午後5時まで |
| プレゼンテーション実施日 | 令和8年5月中旬 |
| 選定結果通知日 | 令和8年5月下旬 |
| 契約締結 | 令和8年6月1日 ※予定 |

3 問合せ先及び提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市こども・若者未来局こども家庭支援部こども家庭課
電話：042-769-9811
Eメールアドレス：kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 「1(4)実施場所」に定める地区において、保育所、幼稚園等を運営する法人又は地域子育て支援拠点事業の実績を有する団体
- (2) 妊産婦への支援又は子育て支援の活動実績が3年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (7) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (8) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

- (9) 宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (10) 政治活動や特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

5 参加手続等

(1) 参加の意思表示のために必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり本プロポーザルの参加の意思表示のために必要な書類を提出してください。

ア 受付期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月25日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先 「3 問合せ先及び提出先」参照

ウ 提出方法 郵送又は電子メール（添付ファイルにパスワードを設定してください。）

※郵便物の投函又は電子メールの送信をした際には、必ず提出先まで電話連絡をお願いします。

※電子メールのデータ受信容量の上限は14MBです。上限を超える場合は、分割して送付するなどの対応をお願いします。

エ 提出書類

(ア) 参加申込書（第1号様式） 1部

(イ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（第2号様式） 1部

(ウ) 役員等氏名一覧表（第3号様式） 1部

(エ) 企業、団体の定款、規約、会則等 1部

(オ) 妊産婦への支援・子育て支援の活動に関する活動実績報告書（第4号様式） 1部

(カ) 貸借対照表、損益計算書 1部

(2) 参加資格の確認及び結果通知書の送付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知します。

通知日 令和8年4月2日（木）

送付方法 電子メール

(3) 質問書の提出及び回答

質疑がある場合は、次のとおり相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託質問書（第5号様式。以下「質問書」という。）を提出してください。

質問の内容及びその回答は、参加者全てに電子メールにより送付します。

なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

ア 提出期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月25日（水）午後5時必着

イ 提出先 「3 問合せ先及び提出先」参照

ウ 提出方法 電子メール

※メールのタイトルは「かかりつけ園事業業務委託質問書」としてください。

※電話、口頭など電子メール以外の手段による質問は一切受け付けません。

※指定メールアドレス以外へ送信した質問は、無効とします。

エ 回答日 令和8年4月2日（木）頃

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出日から受託候補者の選定の日までの間に次のいずれかの場合に該当するときは、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

- (1) 「4 必要な資格」に記載する要件を1つでも満たさなくなった場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務概要等

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託仕様書（別紙1。以下「仕様書」という。）のとおりです。

2 企画提案について

(1) 企画提案書等の提出について

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（第6号様式）
- (イ) 参考見積書（第7号様式）
- (ウ) 事業実施場所の周辺地図
- (エ) 事業実施場所の所有者がわかるもの（賃借物件の場合は契約書の写し等）
- (オ) 施設の利用計画図（平面図に用途及び面積を記載したもの）
- (カ) プレゼンテーション用資料（任意様式）

※（カ）は、プレゼンテーションにおいて必要な場合に提出してください。

イ 提出部数 各10部（正本1部、副本9部）

※正本には事業者名を記載すること

※副本9部については、事業者名及びロゴマーク等事業者名を推定できる記載はしないこと。なお、当該記載があった場合には、市が提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがあります。

ウ 提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時（必着）

エ 提出先 「第1章3 問合せ先及び提出先」参照

オ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、必ず電話連絡を行ってください。

※持参の場合は、開庁日の開庁時間に限ります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に「第1章3 問合せ先及び提出先」に御連絡いただき、日程調整の上、お越しくください。

(2) 企画提案書等の作成方法

企画提案書により、作成してください。作成に当たっては、次のアからエまでを遵守してください。なお、プレゼンテーション用資料についても、アからエまでに準じますが、A4判横用紙でも可とします。

- ア 仕様書及び相模原市地域子育て相談機関事業（かかりつけ園）業務委託事業者評価基準（別紙 2）を参考に作成してください。
 - イ 企画提案書は、A4判縦用紙に横書き、両面印刷（長辺綴じ）、左綴じでホチキス止めとします。
 - ウ フォントサイズは11ポイント以上とします。
 - エ ページ番号を振ってください。
- (3) 参考見積書の作成方法
参考見積書により、作成してください。
- (4) 無効となる企画提案書
次に該当する提案は、無効とします。
- ア 参加資格を有しない者の提案
 - イ 企画提案書の内容が、仕様書の「4 業務内容」、「6 実施日及び実施時間」又は「7 実施体制」の内容を明らかに満たさない提案
 - ウ 参考見積金額が、契約金額を超える提案
 - エ 虚偽の記載をした提案
 - オ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案
- (5) 企画提案書等の取扱い
- ア 企画提案書等の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
 - イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しません。
 - ウ 企画提案書等は、相模原市情報公開条例等の関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合又は市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、原則としてその全部を公開し、又は公表するものとします。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表により、提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとします。
なお、公開し、又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は無償とします。
 - エ 提出された書類は、選定又は公開等の際に、市が全部又はその一部の複製を作成することがあります。
 - オ 企画提案書等の提出後、市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - カ 企画提案書等の提出は1者につき1案のみとします。
 - キ 提出された企画提案書等は、返却しません。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の選定

1 企画提案書の審査

企画提案書等の審査は、市が設置した相模原市地域子育て相談機関事業業務委託受託候補者選考委員会において行います。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年5月中旬 ※詳細については、対象者に別途連絡します。

(2) 会場

市が指定する会場

(3) 内容等

プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的とし、提出された企画提案書等により実施します。出席者は3名以内とし、時間は30分程度（説明15分、質疑15分程度）とします。

3 評価基準

相模原市地域子育て相談機関（かかりつけ園）事業業務委託事業者評価基準（別紙2。以下「評価基準」という。）のとおりです。

4 受託候補者の選定

(1) 提出された書類及びプレゼンテーションから総合的に審査し、第1章1（4）に記載する実施場所ごとに最も優れている（各委員の評価結果点数を合計した点数が高い）提案を行った者を受託候補者として選定します。

(2) 合計得点が同点の場合は、評価基準2の評価結果の合計得点が高い提案者を受託候補者として選定します。それでもなお、同点の場合は委員で票決します。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 評価基準2（4）以外の評価基準において、委員全員が1点とした評価基準があった場合

イ 評価基準2（1）から（3）までの評価項目において、委員全員の合計点数が満点の4割以下である評価項目があった場合

ウ 委員全員の合計点数が満点の4割以下であった場合

(4) 受託候補者の選定後、契約締結に向けた必要な協議を行います。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めません。

(5) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行います。

(6) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受託候補者を選定しない場合があります。

(7) 全ての提案者に対して、令和8年5月下旬（予定）に、選定結果を書面により通知するとともに、市ホームページにおいて、結果を公表します。

5 選定の取消

受託候補者が、選定の日から契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての選定は取り消すものとし、契約締結は行わないものとします。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとします。

(1) 「第1章4 必要な資格」に記載する要件を1つでも満たさなくなった場合

(2) 提出した書類に虚偽の記載をした場合

(3) 受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とします。
- (2) 本契約において使用する通貨は日本円とします。
- (3) 本契約において契約書の作成を要します。
- (4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとします。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出にかかわらず、いつでも参加を辞退することができます。ただし、企画提案書の選定後は原則として棄権できません。また、選定された権利を他者に譲渡することもできません。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本事業以外の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (7) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、提案者の負担とします。
- (8) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (9) 業務内容の詳細及び仕様書は、受託候補者と市との協議の上で決定します。
- (10) 次に該当した場合は、失格とします。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合
 - ウ この要領に記載した諸条件に違反した場合
 - エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合
- (11) 本事業の受託者となった場合、委託期間を補助対象期間に含む相模原市私立幼稚園等地域子育て支援推進事業補助金及び相模原市子育て広場事業補助金の交付を申請することはできません。
- (12) この要領に基づく事業実施法人の募集の成立は、本事業に係る令和8年度予算案が、相模原市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。